

1. 基本方針

介護保険制度や働き方改革等の法改正、施行に伴い、法的根拠に基づく規則や規程の改正等、迅速に書類整備を行う。

また、運営上の観点から人材確保と職場環境の整備についても取り組む。

2. 具体的な内容

(1) 働き方改革に伴う書類等の整備

① 就業規則、臨時雇用職員管理規則、給与規則等の改正と整備

② 法的根拠に基づく規則作成と、職員への説明等を行う。

(2) 介護保険制度改正に伴う書類等の整備

3年毎の介護報酬改定に伴い、利用者及び家族等への説明と関係書類の整備
(重要事項説明書等の改正と説明)

(3) 後方支援の役目を担う

規則や規程等の改正に伴い、各事業所が把握・活動し易いよう、従来通り説明会等開催、後方サポートを行う。

(4) 財源の維持確保

① 適切な予算の執行

効率及び効果的にできるよう努める。

- ・ 各委託契約等の内容の検討(施設内で出来るものは施設で行い無駄を省く)
- ・ 書類上の遣り取りはメール等で行う。(時間、配送の節約)
- ・ 会議の合理化により効率を高める(各種委員会や会議のあり方を見直し)

② 補助金、助成金等の活用

現在ある制度を運営や設備整備等に活用する。

③ 損害賠償の継続申請

東電へ継続請求

(5) 人材確保

昨年に引き続き、新たな広報活動、環境整備に努め、人材確保に繋がる取り組みを提案して行く。

- ・ 施設のPRや職員募集等をスマホでも簡単に検索できるよう刷新。
- ・ 業務を見直し募集幅を広げる。(直接介助と間接介助、それ以外の業務)

3. その他

必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の事務所内での勉強会を開催